

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間

2 内容

目標1：令和2年4月1日までに、子どもの出生時に父親が取得できる特別休暇制度を導入する。

〈対策〉

- ・令和元年9月～ 職員のニーズの把握，検討開始
- ・令和2年度～ 制度の導入，施設長会議，施設内会議において職員に周知

目標2：妊娠中や産休・産休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

〈対策〉

- ・令和元年9月～ 相談窓口の設置について検討
- ・令和2年4月～ 相談窓口を開設し，職員に周知

目標3：全ての職員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間12日以上とする。

〈対策〉

- ・令和元年7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し，計画的付与制度を導入
- ・令和元年10月～ 年次有給休暇に半日休暇を導入